

一般廃棄物処理施設維持管理記録簿【焼却施設】

平成 30 年度

1. 処分した一般廃棄物の種類及び数量

[規4条の5の2第1号イ、規4条の7第2号イ]

種 類	(単位)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	
一般廃棄物	燃やせるもの(家庭系)	(t/月)	3,560.94	3,846.50	3,345.78	3,534.50	3,692.23	3,231.89	3,678.43	3,664.10	3,170.44	2,845.75	2,433.12	3,078.63	40,082.31
	燃やせるもの(事業系)	(t/月)	1,749.86	1,888.68	1,740.81	1,942.15	2,004.33	1,704.04	2,044.28	1,764.40	1,752.94	1,494.88	1,388.86	1,564.81	21,040.04
	破砕施設可燃物	(t/月)	243.04	237.59	171.96	168.47	190.47	167.50	197.11	207.65	173.54	158.46	97.73	155.56	2,169.08
	脱水汚泥	(t/月)	146.15	164.97	214.69	177.38	112.86	113.08	142.89	145.02	136.24	86.14	89.61	154.21	1,683.24
	脱水し渣	(t/月)	40.01	32.38	26.91	20.02	17.24	14.70	18.26	20.10	24.71	17.93	22.58	27.56	282.40
	合 計	(t/月)	5,740.00	6,170.12	5,500.15	5,842.52	6,017.13	5,231.21	6,080.97	5,801.27	5,257.87	4,603.16	4,031.90	4,980.77	65,257.07

2. 燃焼ガス及び排ガスの分析の実施状況と措置(連続測定記録)

[規4条の5の2第1号ロ、規4条の7第2号イ]

項 目	燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度及び排ガス中の一酸化炭素濃度
測 定 位 置	別紙 採取地点 参照
測定結果が得られた日	
測 定 結 果	連続測定記録についてはインターネットで公表することが難しいため、資料を現地施設に取り揃えてあります。

3. ばいじん除去の実施状況

[規4条の5の2第1号ハ、規4条の7第1号ハ]

実施年月日	実 施 場 所	
5月27日～5月31日	3号炉	ガス冷却室、減温塔
6月17日～6月19日	1号炉	ガス冷却室、減温塔
7月8日～7月11日	2号炉	ガス冷却室、減温塔
9月9日～9月13日	3号炉	ガス冷却室、減温塔
10月7日～10月11日	1号炉	ガス冷却室、減温塔
11月6日～11月10日	2号炉	ガス冷却室、減温塔
1月13日～1月17日	3号炉	ガス冷却室、減温塔、ろ過式集じん器
2月3日～2月7日	1号炉	ガス冷却室、減温塔、ろ過式集じん器
3月3日～3月7日	2号炉	ガス冷却室、減温塔、ろ過式集じん器

4. 排ガスの分析結果(年に1回以上又は6カ月に1回以上)

[規4条の5の2第1号ニ、規4条の7第1号ニ]

採 取 位 置	別紙 採取地点 参照														
採 取 年 月 日	9月6日	10月5日	11月2日	1月10日	3月7日	5月18日	7月5日	9月6日	10月5日	1月10日	5月18日	7月5日	10月5日	11月2日	3月7日
測 定 結 果 の 得 ら れ た 日	9月27日	11月16日	12月10日	2月8日	3月20日	5月28日	8月10日	9月27日	11月16日	2月8日	5月28日	8月10日	11月16日	12月10日	3月20日
測 定 項 目	単 位	基 準 値	1号炉			2号炉			3号炉						
年に1回以上															
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	5		0.0012					0.024				0.028		
6カ月に1回以上															
ばいじん	g/m ³ N	0.15	<0.001		0.005	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.026	0.044		0.005
硫酸化物(K値)	—	17.5	0.083		0.086	0.029	0.05	0.048	0.018	0.063	0.022	0.058	0.031		0.081
窒素酸化物	ppm	250	130		190	150	130	160	150	140	140	150	120		140
塩化水素	mg/Nm ³	700	100		97	77	87	40	27	71	56	49	19		95

※ 排出基準値は大気汚染防止法に定める基準値